

平成 31 年 3 月 14 日

受領委任制度について

関東信越厚生局長野事務所

1. 受領委任の契約について

受領委任は、施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事が受領委任の契約を締結することにより、患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担が軽減され、保険者等への療養費請求手続が明確化され、必要に応じて地方厚生（支）局及び都道府県から施術者や開設者に対して指導監督が行われ、療養費の不正又は不当な請求への対応が行われることを目的とするものである。

施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事の受領委任の契約の締結は、施術者や開設者に対して、一定のルールに基づく施術や療養費の請求等を行うことを求め、施術者等がこれを約束したことを認める行為であり、形式的には契約という形態をとっているが、受領委任の取扱いが認められた施術所の施術者であることを行政として公に認める行為である。

また、受領委任の取扱いを認めることが不適当な施術所の施術者に対してはその取扱いを中止し、中止を受け5年間を経過しない者など不適当な施術者や開設者に対しては受領委任の取扱いを認めないものであり、さらに、中止を受けた施術者に対しては国家資格についての行政処分を行う場合もあり、このように、施術者との受領委任の契約の締結は、本来的に行政が行うべきものである。

なお、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が施術者と締結する受領委任の契約の内容（受領委任の取扱規程）については、別添1のとおりであること。

2. 受領委任の契約に係る保険者等からの委任について

受領委任の取扱いは、施術者が、療養費の請求権者である被保険者等から療養費の受領の委任を受け、保険者等に請求する場合の取扱いであり、施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事との受領委任の契約の締結は、地方厚生（支）局長又は都道府県知事が保険者等から受領委任の契約に係る委任を受けたうえで行われる。

この委任は、個別の施術者等について、受領委任の取扱いを認めるか否かの判断を保険者等から地方厚生（支）局長又は都道府県知事に委ね、保険者等は、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が契約を締結した施術所の施術者については、原則、受領委任の取扱いを認めるとともに、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が契約に基づき実施する施術者等に対する指導及び監査に必要な療養費の支給申請書等の提供を行政に対して約束するものであり、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではない。

別添 1

受領委任の取扱規程

第1章 総則

(目的)

- 1 この規程（施行後の変更及び改訂等を含み、以下「本規程」という。）は、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者（国民健康保険法に基づき療養費の支給を行う国民健康保険の保険者は、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合）又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。

(委任)

- 2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方厚生（支）局長（以下「厚生（支）局長」という。）は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）から受領委任の契約に係る委任を受けるとともに、健康保険組合からの委任を受けた健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。

なお、保険者等が、受領委任の契約に係る委任をするか否か、また、委任を終了し、施術者との受領委任の契約を終了するか否かについては、保険者等の裁量によるものであること。

保険者等が、当該委任をし又は委任を終了する場合は、健保協会支部長は厚生（支）局長に対し、健康保険組合は健康保険組合連合会会長に対し、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合は国民健康保険中央会理事長に対し、書面により当該委任をし又は委任を終了する旨及びその日付を通知すること。

当該通知を受けた健康保険組合連合会会長は厚生（支）局長に対し、国民健康保

険中央会理事長は都道府県知事に対し、その旨を書面により通知すること。

厚生労働省は、各保険者等の委任の状況について、状況が変更される日付の1ヶ月前までに、厚生労働省のウェブページに掲示するものであること。

- 3 2の委任は、第2章、第8章及び第9章に係る事務等の本規程に基づく受領委任の契約の締結及び履行に関する事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

なお、当該委任を受けて、地方厚生（支）局及び都道府県は共同して本規程に基づく事務等を行うものであること。

（受領委任の施術所及び施術管理者）

- 4 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（第2章に定める手続を行い、11の承諾を受けたことにより第4章に定める療養費の請求の事務を行う施術者をいう。ただし、11の承諾を受ける前においては、当該承諾を受けることを予定する施術者を含め、以下「施術管理者」という。）とすること。

ただし、開設者が施術者でない場合又は開設者である施術者が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する施術者の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

施術管理者は、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない場合、保有していない免許に係る10の申出はできないこと。

はり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧の施術について、それぞれの施術毎に施術管理者を配置することは可能であるが、それぞれの施術に係る施術管理者を複数配置することはできないこと。なお、施術所に複数の施術管理者を配置する場合、10の申出は、各施術管理者が取り扱う施術に応じてそれぞれ行うこと。

開設者である施術管理者がはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかの免許を有していない場合は、当該保有していない免許を保有する施術者を開設者が施術管理者として選任し、施術所に複数の施術管理者を配置すること。

開設者は、この契約により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する施術者が行った保険施術及び療養費支給申請について、これらの者を適切に監督する義務を負うとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うものとする。

- 5 施術管理者は、本規程に基づく受領委任の契約の締結に際しては、第2章に定める手続を行うこと。ただし、4の開設者が選任した者が施術管理者である場合には、開設者が当該施術者を施術管理者として選任したこと及び開設者が本規程に基づく受領委任の契約の当事者として本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担することを確認した旨を証明する施術管理者選任等証明を7の確約を

行うに当たって施術所の所在地の厚生(支)局長及び都道府県知事に提出すること。
なお、開設者が個人の場合は、様式第1号の2を提出し、開設者が法人等(個人以外)の場合は、様式第1号の3を提出すること。

- 6 施術管理者は、自ら又は当該施術所に勤務する他の施術者が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、同一人が複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められないものであること。例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合は、10によること。

第2章 契約

(確約)

- 7 施術管理者は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生(支)局長及び都道府県知事に確約しなければならないこと。

(不正請求の返還等)

- 8 本規程に基づく受領委任の取扱いを行う施術管理者が、不正又は不当な請求(関係法令、通達等又は本規程に違反した療養費の請求等)を行ったことにより、当該療養費が保険者等により支給された場合において、保険者等から当該不正又は不当な請求に係る療養費相当額の全部又は一部について返還を求められたときは、当該施術管理者、施術所(法人等の権利義務の主体である場合)及び開設者は、当該療養費の支給決定の取消し又は変更の有無にかかわらず、保険者等が別途定める方法により、保険者等に対して当該療養費相当額の全部又は一部について賠償し又は補償する義務を負う。

(療養費支給決定取消又は変更時の返還に係る取扱い)

- 9 本規程に基づく受領委任の取扱いに係る療養費の支給決定が関係法令、通達若しくは保険者等の定める規定等又は本規程に基づき取り消され又は変更された場合において、保険者等が、当該療養費に係る請求権者又は施術管理者、施術所(法人等の権利義務の主体である場合)若しくは開設者に対して当該療養費相当額の全部又は一部について返還請求権を有するときに、保険者等から当該療養費相当額の全部又は一部について返還を求められたときは、当該施術管理者、施術所(法人等の権利義務の主体である場合)及び開設者は、当該請求権者に代わり又は自らが負う療養費相当額の全部又は一部の返還債務の履行として、当該療養費相当額の全部又は一部を保険者等が別途定める方法により保険者等に対して返還する義務を負う。なお、本規定は、8の適用を妨げるものではない。ただし、本規定の適用を受ける場合において8に基づき保険者等が当該施術管理者等から当該療養費相当額の全

部又は一部の賠償又は補償を受けたときにおいては、保険者等は、当該賠償又は補償をもって、本規定に基づく施術管理者等の義務の履行に充当し、その余の施術管理者等の債務を免除することができるものとする。

(受領委任の申出)

- 10 施術管理者は、様式第2号の2により、当該施術所において勤務する他の施術者（以下、様式第2号の2に記載された施術管理者以外の施術者を「勤務する施術者」という。）から、本規程に基づく受領委任の契約の当事者として第3章に定める事項を遵守し、本規程の適用を受けることについて同意を受け、様式第2号及び様式第2号の2により、当該施術所、施術管理者及び当該勤務する施術者に関する事項について、当該施術所の所在地の厚生（支）局長及び都道府県知事に申し出ること。

施術管理者について、例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合は、各施術所間の距離等を勘案のうえ、様式第2号の3による勤務形態確認票により各施術所における管理を行う日（曜日）及び時間を明確にさせる必要があること。

また、専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者（以下「出張専門施術者」という。）については、自らを施術管理者として申し出るとともに、自らが待機等する一つの拠点（出張の起点であり、自宅の住所とする。）を施術所とみなして本規程を適用すること。

出張専門施術者について、当該申出とは別の申出で施術管理者又は勤務する施術者として申出され複数の箇所でも勤務する場合、当該申出において、各施術所（上記の拠点を含む。）間の距離等を勘案のうえ、様式第2号の3による勤務形態確認票により各施術所における管理又は施術を行う日（曜日）及び時間が重複しないよう明確にさせる必要があること。

(受領委任の承諾)

- 11 厚生（支）局長及び都道府県知事は、10の申出を行った施術管理者について、次の（1）から（12）の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該施術管理者に承諾した旨を通知すること。

受領委任の取扱いが承諾された後において、次の（1）から（12）の事項に該当することが判明した場合、当該承諾は無効であること。

なお、次の（1）から（3）及び（5）の中止については、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のうち、いずれに係るものであるかは問わないこと。

- （1）施術管理者である施術者又は勤務する施術者が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
- （2）当該申出を行った施術管理者が勤務し又はしようとする当該施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務し

ていた施術者が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則として5年を経過しないとき。

- (3) 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて当該施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
- (4) 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
- (5) 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
- (6) 施術管理者又は当該施術所の開設者が第8章40の指導を重ねて受けたとき。
- (7) 施術管理者又は当該施術所の開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (8) 施術管理者又は当該施術所の開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 施術管理者又は当該施術所の開設者が健康保険法、同法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (10) 受領委任の取扱いの中止を逃れるために承諾を辞退して、その後しばらくして受領委任の取扱いについて申出をしてきたとき。
- (11) 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再申出時を迎えたとき。
- (12) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。（厚生（支）局長及び都道府県知事が、受領委任の取扱いを辞退した施術者若しくは廃止された施術所について、受領委任の取扱いを中止すべき案件（以下「中止相当」という。）である旨決定した場合において、上記（1）から（3）及び（5）に該当する場合を含む。）

（施術者の施術）

- 12 11により受領委任の申出が承諾された場合、当該申出を行った施術管理者及び勤務する施術者は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者が行うこと。

（施術所の制限）

- 13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）において行われる施術（往療を含む。）のみ認められること。

施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、

別途、7及び10の手続を経て、厚生（支）局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。

（申出事項の変更等）

- 14 施術管理者は、10により申し出ている当該施術所、施術管理者及び当該勤務する施術者に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに厚生（支）局長及び都道府県知事に申し出ること。

ただし、承諾施術所の住所（出張専門施術者の住所を除く。）が変更となった場合には、改めて7及び10の手続を経て、厚生（支）局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。

（受領委任の取扱いの中止）

- 15 厚生（支）局長及び都道府県知事は、施術管理者、開設者又は勤務する施術者が次の事項に該当する場合は、本規程に基づき締結した受領委任の契約に係る受領委任の取扱いを中止することができること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

なお、複数の施術管理者を配置する施術所について受領委任の取扱いを中止（中止相当を含む。）する場合、当該施術所のはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のすべての施術について受領委任の取扱いを中止する。

第3章 保険施術の取扱い

（施術の担当方針）

- 16 施術管理者及び勤務する施術者は、関係法令、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成4年5月22日保発第57号、その後の改正を含み、以下「算定基準」という。）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発第1001002号、その後の改正を含み、以下「留意事項」という。）その他の通達等並びに本規程を遵守し、懇切丁寧にはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る施術（以下「施術」という。）及び療養費の請求に係る事務を行うこと。

この場合、施術は、被保険者又は被扶養者等である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとする。

なお、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は

違法な広告若しくは通達、ガイドライン等（その後の変更若しくは改訂及び新たに規定されるものを含む。）に違反する広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

また、施術所が、集合住宅・施設・請求代行の事業者若しくはその従事者、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品（いわゆる紹介料その他の経済上の利益）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

さらに、施術所が、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品等を提供し、療養費の請求に必要となる留意事項に基づく同意書又は診断書（以下「同意書等」という。）の交付を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

（施術者の氏名の掲示）

- 17 施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する施術者の氏名及びはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の別を掲示すること。

（受給資格の確認等）

- 18 施術管理者は、自らが又は勤務する施術者が患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

（療養費の算定、一部負担金の受領等）

- 19 施術管理者は、療養費に係る施術に要する費用について、算定基準により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法その他の関係法令に定める一部負担金に相当する金額の支払を受けるものとする。

なお、患者から支払を受ける当該療養費に係る一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

（領収証及び明細書の交付）

- 20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、当該一部負担

金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第5号による一部負担金明細書（1日分）又は様式第5号の2による一部負担金明細書（1月分）を交付すること。

（施術録の記載等）

- 21 開設者及び施術管理者は、受領委任に係る施術に関する施術録（様式は留意事項を参考）をその他の施術録と区別して整理し、施術管理者及び勤務する施術者が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載させるとともに、施術が完結した日から5年間保存すること。

また、開設者及び施術管理者は、当該患者に係るすべての同意書等の写し（紙での出力が可能な電子的記録によるものを含む。）を上記の施術録の保存と合わせて施術が完結した日から5年間保存すること。

（保険者等への通知）

- 22 施術管理者は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。
- （1）闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
 - （2）正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
 - （3）詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

（施術の方針）

- 23 施術管理者及び勤務する施術者は、施術の必要があると認められる疾病又は適応症に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。
- （1）施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の療養上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。
 - （2）施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は過度な施術とならないよう努めること。
 - （3）あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の関係法令及び通達等に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

第4章 療養費の請求

（申請書の作成）

24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) 申請書の様式は、はり、きゅうの施術に係る療養費については様式第6号、あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費については様式第6号の2とすること。

(2) 申請書は、暦月を単位として作成すること。

(3) 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けて、一の申請書において作成すること。なお、施術を行った施術者が同一月内に複数人いる場合は、「摘要」欄等にそれぞれの施術者氏名とその施術日について記入すること。

(4) 申請書の申請欄及び代理人の欄の申請者は、療養費の請求権者（以下「被保険者等」という。）に係る住所、氏名、申請又は委任年月日を記入するものであり、被保険者等又は被保険者等から許可を受けた患者（以下、本規定において「患者」という。）より記入及び押印を受けること（記名押印は患者の署名でも差し支えない。）。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者が代理記入し当該患者から押印を受けること。

(5) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで署名又は押印を求めること。

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し（添付書類は除く。）又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書（1月分）」を、患者又は家族に交付すること（20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。）。

(6) 施術管理者は、初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の者の申請書については、留意事項に基づく「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」を添付すること。

(7) 施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付すること。

(8) 施術管理者は、同意書等により支給可能な期間のうち初回の施術を含む申請書に当該同意書等の原本を添付すること。

(9) 施術管理者は、施術報告書交付料を請求する申請書について、施術報告書の写しを添付し、同一患者に係る一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記載すること。

(10) 施術管理者は、患者の施術継続中に患者の保険種別等の変更があり、当該変更後の初回の施術が同意書等により支給可能な期間内である場合、当該同意書等の

写しを変更後の保険者等への初回の申請書に添付すること。
(11) 施術日がわかるよう申請書に記載すること。

(申請書の送付)

- 25 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第8号及び様式第9号又はそれに準ずる様式の総括票を記入のうえ、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、27により国民健康保険等の療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

- 26 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、施術管理者に返戻すること。

第5章 審査会

(審査会の設置)

- 27 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）にはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会を設置することができること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に療養費審査委員会が設置された場合、当該審査会において実施することができること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議のうえ、国保連合会に国民健康保険等の療養費審査委員会（以下、健保協会支部に設置することができるはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会と合わせて「審査会」という。）を設置させることができること。

また、組管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

- 28 健保協会支部長、国保連合会若しくは審査会が審査会の審査に当たり必要と認める場合又は審査会に審査を委任していない保険者等が審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する施術者から報告等（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）を徴することができるものとし、開設者、施術管理者及び勤務する施術者はこれに応ずる義務を負うこと。

(守秘義務)

- 29 審査会の審査委員又は審査委員の職にあった者は、法令において求められる場合その他正当な理由がある場合を除き、申請書の審査に関して知得した施術者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第6章 療養費の支払

(療養費の支払)

- 30 審査会に審査を委任している保険者等（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払を行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の審査会の審査を経ること。
- 31 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、26と同様の取扱いによること。
- 32 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。
- 33 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。その際、審査委任保険者等は審査会の審査等を踏まえること。
- なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者等に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。
- 34 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等又は審査会から照会を受けた場合は、的確に回答すること。
- 35 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第10号又はそれに準ずる様式の種類を記入の上、申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付すること。
- 36 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

第7章 再審査

(再審査の申出)

- 37 施術管理者は、審査委任保険者等の支給決定において、審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長（船員保険に係るものにあつては、全国健康保険協会東京都支部長）又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、施術管理者は、再審査の申出は早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

- 38 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び施術管理者から再審査の申出があった場合は、審査会に対して、再審査を行わせること。

第8章 指導・監査

(指導・監査)

- 39 開設者、施術管理者及び勤務する施術者は、厚生（支）局長及び都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴することを要請した場合は、これに応じること。
- 40 開設者、施術管理者又は勤務する施術者が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生（支）局長及び都道府県知事はその是正等について指導を行うこととし、当該指導を受けた開設者、施術管理者又は勤務する施術者は当該指導に従うこと。
- 41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は往療の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。
- 42 保険者等又は審査会は、療養費（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する厚生（支）局長又は都道府県知事に情報提供すること。

その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね 10 人の患者分あることが望ましい）あるものを優先して提供すること。

（廃止後の取扱い）

- 43 廃止（14 による受領委任の取扱いの辞退を含む。）された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する施術者は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後も廃止後 5 年間は、厚生（支）局長及び都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴することを要請した場合は、これに応じること。

第 9 章 その他

（情報提供等）

- 44 厚生（支）局長又は都道府県知事は、11 の受領委任の取扱いに係る承諾を行った施術管理者に関し、所要の事項を記載した名簿を備え、当該情報を保険者等に連絡するとともに、地方厚生（支）局のウェブページにおいて掲示すること。また、15 により受領委任の取扱いを中止した場合（中止相当の場合を含む。）は、速やかに保険者等及び他の厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、健康保険組合に連絡する際は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

（契約期間）

- 45 本規程に基づく受領委任の契約の有効期間は、厚生（支）局長及び都道府県知事が施術管理者に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に 1 年間順次更新したものとする。

本規定にかかわらず、各保険者等は、委任を終了する日付の 3 ヶ月前までに 2 により通知することにより、本規程に基づく施術者との受領委任の契約を終了することができること。

厚生労働省は、当該委任を終了する日付の 1 ヶ月前までに、厚生労働省のウェブページにおいて、委任を終了し受領委任の契約を終了する保険者等及びその終了する日付を掲示するものとする。

（受領委任導入前の取扱いに基づく一部償還払いによる請求）

- 46 保険者等が本規程に基づく受領委任の契約に係る委任をすることができる平成 31 年 1 月 1 日より前に施術者又は施術所と直接療養費の取扱いに関する契約等を

締結し、当該契約等を中止している場合、当該中止した保険者等は、当該施術者又は施術所に係る施術については、本規程に関わらず、当該中止の取扱いの範囲内で第4章による施術管理者からの請求を拒否し、被保険者等からの償還払いによる請求を求めることができ、当該要請を受けた施術管理者はこれに応じること。

(検討)

47 本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。

- (1) 保険者等が、施術の必要性について、個々の患者ごとに確認する必要があると合理的に認められた場合について、当該患者の施術について償還払いに戻すことができる仕組みについて、平成30年7月以降、初療日から1年以上かつ月16回以上の施術の内容について分析を行い、どのようなものが長期・頻回な施術にあたるかを考察したうえで、検討する。
- (2) 新たに施術管理者となる者に研修受講等の適切な要件を課す仕組みについて、平成32年4月までの実施を目指して、検討する。
- (3) 施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについて、現に施術を行っている施術所の施術者に対する影響や、新たに施術管理者となる者への研修の実施状況、さらに、施術者団体による自己研鑽のための研修の実施状況を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に結論を得るよう、検討する。

受領委任申出に係る手続きについて

1. 受領委任の取扱いの対象となる施術について

保険医の同意書に基づき施術を行い、受領委任を取り扱う（受領委任の契約に係る委任をした）保険者等に対して療養費支給申請を行う場合。

2. 受領委任の取扱いの開始時期について

地方厚生（支）局に申出の書類を提出し、承諾を受けた年月日（関東信越厚生局長野事務所で受付をした日）以降の施術分から。

3. 受領委任の取扱いを受けようとするとき

① 受付

窓口、郵送のいずれの方法でも受付を行う。

※ 長野県内に所在する施術所の施術管理者又は長野県内に住民票の自宅の住所を有する出張専門の施術管理者の提出先は関東信越厚生局長野事務所です。

② 提出書類

☐ ア 確約書（様式第1号）

※ 施術管理者毎に提出

☐ イ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（施術所の申出）（様式第2号）

※ 施術管理者毎に提出

ウ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（同意書）（様式第2号の2）

※ 施術所で1部提出

③ 添付書類

☐ ア 保健所等に提出した施術所開設届又は施術所変更届の副本の写し

※ 出張専門施術者の場合は、出張施術業務開始届の写し

☐ イ 免許証（勤務する施術者を含む。）の写し

※ 免許の発行申請中である場合、登録済証明書でも可
厚生労働大臣免許保有証の写しでも可

ウ 施術管理者選任等証明

※ 施術管理者以外の者が開設者の場合（個人の場合：様式第1号の2、法人等の場合：様式第1号の3）

エ 勤務形態確認票（様式第 2 号の 3）

- ※ 施術管理者が別の申出で施術管理者（出張専門施術者の場合を含む）として申し出ている場合。又は
出張専門施術者が別の申出で施術管理者（出張専門施術者以外）若しくは勤務する施術者として申し出ている場合

オ 住民票

- ※ 施術管理者が出張専門施術者の場合

④ 通知の送付

審査のうえ、地方厚生（支）局長及び都道府県知事の承諾を受け、「承諾通知」が施術所（施術管理者）に送付される。

⑤ 地方厚生（支）局のウェブページでの掲示

受領委任を取り扱う施術所について周知を図るため、地方厚生（支）局のウェブページで施術所（施術管理者）一覧を掲示する。

- ※ ウェブページでの掲示により支障が生じる施術管理者（施術所）については掲示の対象としない。

4. 受領委任の取扱いの申出事項の変更等について

① 施術所の名称・連絡先・標榜時間・地番等、又は開設者の氏名・連絡先等が変更になったとき

ア 提出書類

- ・療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第 4 号）

イ 添付書類

- ・施術所変更届の写し（保健所への届出事項の変更に該当する場合）

② 施術管理者の氏名が変更になったとき

ア 提出書類

- ・療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第 4 号）

イ 添付書類

- ・施術所変更届の写し
- ・氏名変更後の免許証の写し

③ 施術所を廃止するとき、受領委任の取扱いを辞退するとき

ア 提出書類

- ・療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第 4 号）

イ 添付書類

- ・ 施術所廃止届の写し（施術所廃止の場合）
- ・ 住民票等の死亡が確認できる書類（施術管理者が死亡した場合）

④ 勤務する施術者を追加するとき、勤務する施術者が氏名変更するとき、退職するとき（施術管理者を除く）

ア 提出書類

- ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第4号）
- ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（同意書）（様式第2号の2）（勤務する施術者を追加する場合）

イ 添付書類

- ・ 施術所変更届の写し
- ・ 免許証の写し（勤務する施術者の追加又は氏名変更の場合）

⑤ 施術所の開設者が変更となったとき

ア 提出書類

- ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第4号）

イ 添付書類

- ・ 施術所開設届及び施術所廃止届の写し（法人の代表者が変更となった場合はこれらに代えて登記事項証明書等）
- ・ 施術管理者選任等証明（個人開設用）（様式第1号の2）（個人開設で施術管理者と開設者が異なる場合）
- ・ 施術管理者選任等証明（法人開設用）（様式第1号の3）（法人開設の場合）

⑥ 受領委任の取扱いを行う業務（施術）の種類に変更があったとき（施術管理者の変更や追加がない場合）

※ 施術管理者の追加がある場合は、代わりに上記③②及び③の手続きが必要となります

ア 提出書類

- ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第4号）
- ・ 確約書（様式第1号）（業務の種類が追加される場合）

イ 添付書類

- ・ 施術所変更届の写し
- ・ 施術管理者選任等証明（個人開設用）（様式第1号の2）（業務の種類が追加される場合で、個人開設で施術管理者と開設者が異なる場合）

- ・ 施術管理者選任等証明（法人開設用）（様式第 1 号の 3）（業務の種類が追加される場合で、法人開設の場合）
- ⑦ 施術管理者が変更になったとき
 - ア 提出書類
 - ・ 受領委任は施術管理者との契約となるため、上記 4 ③と 3 ②及び③の双方の手続きが必要となります
 - イ 添付書類
 - ・ 上記 4 ③と 3 ②及び③と同じ
- ⑧ 施術所の所在地が移転したとき
 - ア 提出書類
 - ・ 受領委任は施術管理者との契約となるため、上記 4 ③と 3 ②及び③の双方の手続きが必要となります
 - イ 添付書類
 - ・ 上記 4 ③と 3 ②及び③と同じ
- ⑨ 施術管理者（出張専門）の住所が変更になったとき（都道府県の変更がない場合）
 - ※ 都道府県が変更となった場合は、変更前の都道府県を管轄する事務所での上記 4 ③の手続き及び変更後の都道府県を管轄する事務所での 3 ②及び③の手続きが必要となります
 - ア 提出書類
 - ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第 4 号）
 - イ 添付書類
 - ・ 住民票
- ⑩ 施術管理者（出張専門施術者）が別の施術所で勤務することとなったとき
 - ア 提出書類
 - ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第 4 号）
 - イ 添付書類
 - ・ 勤務形態確認票（様式第 2 号の 3）
- ⑪ 複数の施術所を管理する施術管理者について、勤務形態確認票による届出内容の変更があった場合

ア 提出書類

- ・療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更届（様式第4号）

イ 添付書類

- ・勤務形態確認票（様式第2号の3）

確 約 書

[はり ・ きゅう ・ あん摩マッサージ指圧] の施術に係る療養費の
受領委任の取扱いを申し出るに当たり、受領委任の取扱規程（平成 30 年 6 月 12
日保発 0612 第 2 号通知別添 1、その後の変更及び改訂等を含む。）を遵守する
ことを確約します。

平成 年 月 日

関 東 信 越 厚 生 局 長

殿

知 事

氏 名 印

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)

施術所名 _____

〒 - TEL. - -

住 所 _____

〔 この確約書は、関東信越厚生局都県事務所（埼玉県にあっては指導監査課）へ提
出してください。 〕

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(施術所の申出)

療養費の種類		はり ☐		きゅう ☐		あん摩マッサージ指圧 ☐	
ふりがな				生年月日		目が見えない者	
氏名		() 年 月 日生		() 年 月 日生		☐	
免許交付番号		はり ☐		きゅう ☐		あん摩マッサージ指圧 ☐	
第1		第 号		第 号		第 号	
年月日		() 年 月 日		() 年 月 日		() 年 月 日	
中止		() 年 月 日		() 年 月 日		() 年 月 日	
勤務時間		午前 時 分 ~ 午後 時 分		午前 時 分 ~ 午後 時 分		厚生(支)局	
所属団体		☐ 公益社団法人日本鍼灸師会 ☐ 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 ☐ その他()		☐ 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 ☐ 社会福祉法人日本盲人会連合()		施術者登録番号(左記4団体会員)	
ふりがな		氏名		電話番号			
所在地		〒		受領委任の取扱規程11(1)~(12)の事項の該当の有無		有 ☐ 無 ☐	
標榜時間		午前 時 分 ~ 午後 時 分		午前 時 分 ~ 午後 時 分		休日()	
ふりがな		氏名		生年月日		() 年 月 日生	
開設者		住所		電話番号			
個人 ☐ 法人等 ☐		〒					
(備考)							

上記のとおり、療養費の受領委任の取扱いについて申出します。

平成 年 月 日

関東信越厚生局長 殿

知事 殿

氏名
〒 住所

印

TEL. - -

(この申出は、関東信越厚生局都県事務所(埼玉県)へ提出してください。)

【様式第2号・様式第2号の2の注意事項】

(様式第2号)

- 1 「療養費の種類」欄は、療養費の受領委任を取り扱う施術の種類をチェックすること。(施術管理者の「免許」欄にチェックのあるものに限る。)
- 2 保健所に届け出た施術所開設(変更)届の副本の写し、施術管理者(予定者)の免許証の写し及び確約書(様式第1号)を添付すること。
- 3 施術管理者が別の申出で施術管理者(出張専門施術者)の場合を含む。)として申し出ている場合、「施術管理者」欄の(他の施術所の施術管理者)にチェックし、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 4 施術管理者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- 5 「所属団体」欄は、所属する団体がある場合に記載すること。また、「施術者登録番号」欄は、施術管理者が公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である場合に当該会員の施術者登録番号を記載すること。
- 6 施術所にはり、きゆう又はあん摩マッサージ指圧の複数の施術管理者を配置する場合、「施術所」欄の(複数の施術管理者)にチェックすること。
- 7 専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者(出張専門施術者)として保健所に届け出た場合、「施術所」欄の(出張専門)にチェックすること。
- 8 その場合、「開設者」の各欄の記載は不要であること。また、施術所の「名称」欄には「所在地」と記載し、「所在地」欄には自らが待機等する一つの拠点(出張の起点であり、自宅の住所)を記載し、住民票を添付すること。
- 9 なお、出張専門施術者が別の申出で施術管理者又は勤務する施術者として申し出ている場合、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 10 開設者(個人)と施術管理者が同一人の場合、開設者の「氏名」欄に「同上」と記載し、「生年月日」「住所」「電話番号」欄の記載は必要ないこと。
- 11 開設者が法人等の場合、開設者の各欄に記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の2)を添付すること。
- ※ 開設者が法人等の場合、開設者の「氏名」欄は法人等名・代表者の役職・氏名、「生年月日」欄は代表者のもの、「住所」「電話番号」欄は法人のものを記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の3)を添付すること。
- ※ 様式の最下部の申出者の氏名・印・住所・電話番号は、「施術管理者」欄に記載した施術者(施術管理者の予定者)のものを記載すること。
- ※ 施術所の名称・所在地、開設者(個人)の氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、施術管理者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

(様式第2号の2)

- 1 施術所に勤務する他の施術者は、署名押印をすること。
- 2 施術所に勤務する他の施術者の免許証の写しを添付すること。
- 3 ただし、様式第4号による申出事項の変更で勤務する他の施術者を追加する場合、当該施術者の免許証の写しを添付すること。
- ※ 施術者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- ※ 施術者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(施術所の申出)

療養費の種類		はり ☒	きゅう ☒	あん摩マッサージ指圧 ☒
施術管理者 第1 (他の施術所の 施術管理者) ☐	ふりがな	かんとう たろう		生年月日
	氏 名	関東 太郎		(昭和) 〇 年 〇 月 〇 日生
	免 許	はり ☒	きゅう ☒	あん摩マッサージ指圧 ☒
	交付者名	厚生労働大臣		厚生労働大臣
	番 号	第 〇 〇 〇 〇 号	第 〇 〇 〇 〇 号	第 〇 〇 〇 〇 号
	年 月 日	(昭和) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	(昭和) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	(昭和) 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	中 止	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日
勤務時間	午前 9 時 00 分 ~ 12 時 00 分 (月、火、水、木、金、土、日) 午後 1 時 00 分 ~ 6 時 00 分 (月、火、水、木、金、土、日)			厚生(支)局
所属団体	☐ 公益社団法人日本鍼灸師会 ☐ 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 ☐ 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 ☐ 社会福祉法人日本盲人会連合 ☐ その他()、ふりがな			施術者登録番号(左記4団体会員)
施術所 (複数施術管理者) ☐ (出張専門) ☐	ふりがな	かんとうしんえつはりきゅうマッサージいん		電話番号
	名 称	関東信越はりきゅうマッサージ院		03-0000-0000
	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇		受領委任の取扱規程11(1)~(12) の事項の該当の有無 有 ☐ ・ 無 ☒
開設者 個人 ☒ 法人等 ☐	ふりがな	かんとう たろう		生年月日
	氏 名	関東 太郎		(昭和) 〇 年 〇 月 〇 日生
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇 〇-〇-〇		電話番号 048-000-0000

1人の施術管理者が、2
箇所以上の施術所を管
理している場合はチェック
してください。
(その場合、勤務形態確
認票(様式第2号の3)を
添付してください。)

1つの施術所に、はり・
きゅう・あん摩の種類別に、
複数の施術管理者を配
置する場合は、チェック
してください。

保健所へ、専ら出張のみ
によってその業務に従事
する施術者として届け出
ている場合は、チェック
してください。

ホームページに掲載
されますので、業務に
使用する電話番号を
ご記載ください。

※ 施術管理者が目が不自由な方である等の理由により、代理の方が記入され
る場合は、代理記入の理由及び記入者の氏名をご記載ください。
※ DVやストーカー行為等の理由で、施術管理者の情報をホームページに掲載
することに支障がある場合は、その旨及び理由等をご記載ください。

上記のとおり、療養費の受領委任の取扱いについて申出します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

関 東 信 越 厚 生 局 長 殿
東京都 知 事 殿

氏名 関東 太郎
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇 〇-〇-〇
TEL. 048 - 000 - 0000

(この申出は、関東信越厚生局都県事務所(埼玉県にあっては指導監査課)へ提出してください。)

施術管理者のご自宅住所をご記載ください。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(同意書)

施術所に勤務する他の施術者として、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知別添1、その後の変更及び改訂を含む。)の第3章に定める事項を遵守し、第2章12及び15、第5章28、第8章並びに第9章45その他の同規程の適用を受けることについて同意します。

ふりがな		氏名		印		生年月日		目が見えない者	
第2		免許 交付者名 番号 年月日 中止	はり □	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日
勤務時間		午前 午後	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時
第3		免許 交付者名 番号 年月日 中止	はり □	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日
勤務時間		午前 午後	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時
第4		免許 交付者名 番号 年月日 中止	はり □	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日	第 ()年 ()月 ()日
勤務時間		午前 午後	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時	分 分	時 時

(この申出は、関東信越厚生局都県事務所(埼玉県)へ提出してください。)

【様式第2号・様式第2号の2の注意事項】

(様式第2号)

- 1 「療養費の種類」欄は、療養費の受領委任を取り扱う施術の種類をチェックすること。(施術管理者の「免許」欄にチェックのあるものに限る。)
- 2 保健所に届け出た施術所開設(変更)届の副本の写し、施術管理者(予定者)の免許証の写し及び確約書(様式第1号)を添付すること。
- 3 施術管理者が別の申出で施術管理者(出張専門施術者)の場合を含む。)として申し出ている場合、「施術管理者」欄の(他の施術所の施術管理者)にチェックし、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 4 施術管理者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- 5 「所属団体」欄は、所属する団体がある場合に記載すること。また、「施術者登録番号」欄は、施術管理者が公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である場合に当該会員の施術者登録番号を記載すること。
- 6 施術所にはり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧の複数の施術管理者を配置する場合、「施術所」欄の(複数の施術管理者)にチェックすること。
- 7 専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者(出張専門施術者)として保健所に届け出た場合、「施術所」欄の(出張専門)にチェックすること。
- 8 その場合、「開設者」の各欄の記載は不要であること。また、施術所の「名称」欄には「同上」と記載し、「所在地」欄には自らが待機等する一つの拠点(出張の起点であり、自宅の住所)を記載し、住民票を添付すること。
- 9 なお、出張専門施術者が別の申出で施術管理者又は勤務する施術者として申し出ている場合、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 10 開設者(個人)と施術管理者が同一人の場合、開設者の「氏名」欄に「同上」と記載し、「生年月日」「住所」「電話番号」欄の記載は必要ないこと。
- 11 開設者(個人)と施術管理者が別人の場合、開設者の各欄を記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の2)を添付すること。
- 12 開設者が法人等の場合、開設者の「氏名」欄は法人等名・代表者の役職・氏名、「生年月日」欄は代表者のもの、「住所」「電話番号」欄は法人のものを記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の3)を添付すること。
- 13 様式の最下部の申出者の氏名・印・住所・電話番号は、「施術管理者」欄に記載した施術者(施術管理者の予定者)のものを記載すること。
- ※ 施術所の名称・所在地、開設者(個人)の氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、施術管理者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

(様式第2号の2)

- 1 施術所に勤務する他の施術者は、署名押印をすること。
- 2 施術所に勤務する他の施術者の免許証の写しを添付すること。
- 3 ただし、様式第4号による申出事項の変更で勤務する他の施術者を追加する場合は、当該施術者の免許証の写しを添付すること。
- 4 施術者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- ※ 施術者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

施術管理者選任等証明

平成____年____月____日に、[はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧] の
施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出た_____につ
いては、施術所の開設者が施術管理者として選任したことを証明します。

また、開設者が、受領委任の取扱規程（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号
通知別添 1、その後の変更及び改訂等を含む。）に基づく受領委任の契約の当事
者として第 1 章 4、第 2 章 8 及び 9、第 3 章 21、第 5 章 28 並びに第 8 章その他
の本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担することを確認しました。

平成 年 月 日

関 東 信 越 厚 生 局 長

殿

知 事

開 設 者

印

住 所 〒 -

（受領委任の取扱いを行う施術所）

施術所名 _____

〒 -

TEL. - -

住 所 _____

（この書類は、開設者（個人）が選任した者が施術管理者である場合に、開設者が
記載して下さい。また、療養費の受領委任の取扱いを申し出る施術管理者が提出
する「確約書」と合わせて提出して下さい。）

施術管理者選任等証明

平成____年____月____日に、[はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧] の
施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出た____は、
開設者が施術管理者として選任したことを証明します。

また、開設者が、受領委任の取扱規程（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号
通知別添 1、その後の変更及び改訂等を含む。）に基づく受領委任の契約の当事
者として第 1 章 4、第 2 章 8 及び 9、第 3 章 21、第 5 章 28 並びに第 8 章その他
の本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担し、平成____年____月____
日に申出された施術所が、同規程に基づく受領委任の契約の当事者として第
2 章 8 及び 9 その他の本規程に定める施術所としての義務及び責任を負担する
ことを確認しました。

平成____年____月____日

関 東 信 越 厚 生 局 長

殿

知 事

開設者（法人等名・代表者の役職・氏名）

印

法人等の所在地 〒 -

（受領委任の取扱いを行う施術所）

施術所名

〒

-

TEL.

-

-

住 所

この書類は、開設者（法人等）が選任した者が施術管理者である場合に、開設者
（法人等の代表者）が記載して下さい。また、療養費の受領委任の取扱いを申し
出る施術管理者が提出する「確約書」と合わせて提出して下さい。

勤務形態確認票

施術管理者氏名			自宅住所		
施術所名称					
施術所所在地					
管理・勤務の区分	管理・勤務		管理・勤務		管理・勤務
勤務時間	曜日 ()		曜日 ()		曜日 ()
	AM : ~ :		AM : ~ :		AM : ~ :
	PM : ~ :		PM : ~ :		PM : ~ :
勤務時間	曜日 ()		曜日 ()		曜日 ()
	AM : ~ :		AM : ~ :		AM : ~ :
	PM : ~ :		PM : ~ :		PM : ~ :
勤務時間	曜日 ()		曜日 ()		曜日 ()
	AM : ~ :		AM : ~ :		AM : ~ :
	PM : ~ :		PM : ~ :		PM : ~ :
休業日	日・月・火・水・木・金・土		日・月・火・水・木・金・土		日・月・火・水・木・金・土
	祝日・振替休日		祝日・振替休日		祝日・振替休日
	その他 ()		その他 ()		その他 ()
同一日に複数の施術所に勤務する必要がある場合の移動手段	①	当初勤務する施術所の所在地			
		移動先施術所の所在地			
		施術所間の距離		()km(概算)	
		移動手段	区間	距離(概算)	所要時間
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
	②	当初勤務する施術所の所在地			
		移動先施術所の所在地			
		施術所間の距離		()km(概算)	
		移動手段	区間	距離(概算)	所要時間
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
	③	当初勤務する施術所の所在地			
		移動先施術所の所在地			
		施術所間の距離		()km(概算)	
		移動手段	区間	距離(概算)	所要時間
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
		電車・バス・車・徒歩・その他()	()から()	()km	()分
備考					

※ 同一日に複数の施術所に勤務する場合は、それぞれの施術所間の移動手段、所要時間等を記載すること。

関東信越厚生局

関東信越厚生局 > 申請等手続き > はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出

更新日: 2019年1月8日

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出

お知らせ

- ・ [はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について](#) (厚生労働省ホームページ)

重要なお知らせ

- ・ 平成31年1月1日から、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。
 - ・ 受領委任制度のご案内・同意書の取扱い変更のお知らせ
 - ・ 承諾通知の発送は平成31年1月以降順次対応しております。
- ・ 保険医療機関及び保険医の皆様へ (平成30年10月1日からのはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の同意書の取扱いについて)

関連通知等

- ・ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて (平成30年6月12日付保発0612第2号)
 - ・ 療養費の受領委任の取扱いにあたっては、受領委任の取扱規程をご確認ください。
- ・ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について (平成30年6月12日付保発0612第3号)
- ・ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する指導及び監査について (平成30年6月12日付保発0612第4号)
- ・ はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (平成30年12月27日事務連絡)、(参考)

受領委任の申し出について

- ・ 申出書については、それぞれの都県を管轄する課・事務所に1部(郵送も可)提出してください。

茨城事務所	栃木事務所	群馬事務所	千葉事務所	指導監査課(埼玉県を管轄)
東京事務所	神奈川事務所	新潟事務所	山梨事務所	長野事務所

		必要な様式	添付書類
(1)	はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師が受領委任の取扱いを受けようとするとき	・ 確約書(様式第1号) ・ PDF形式 ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出(施術所の申出)(様式第2号) ・ PDF形式 ・ 記載例(様式第2号) ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出(同意書)(様式第2号の2)(施術管理者以外の勤務する施術者がいる場合) ・ PDF形式	・ 施術所開設届・変更届・出張業務の開始届の写し ・ 免許証の写し(勤務する施術者を含む) ・ 施術管理者選任等証明(個人開設用)(様式第1号の2)(個人開設で施術管理者と開設者が異なる場合) ・ PDF形式 ・ 施術管理者選任等証明(法人開設用)(様式第1号の3)(法人開設の場合) ・ PDF形式 ・ 勤務形態確認票(様式第2号の3)(複数管理・複数勤務の場合) ・ PDF形式 ・ 住民票(施術管理者が出張専門施術者の場合)
(2)	施術所の名称・連絡先・標榜時間・地番等、又は開設者の名前・連絡先等が変更になったとき	・ 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) ・ PDF形式	・ 施術所変更届の写し(保健所への届出事項の変更に該当する場合)

(3)	施術管理者の氏名が変更になったとき	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 施術所変更届の写し - 氏名変更後の免許証の写し
(4)	施術所を廃止するとき、受領委任の取扱いを辞退するとき	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 施術所廃止届の写し(施術所廃止の場合) - 住民票等の死亡が確認できる書類(施術管理者が死亡した場合)
(5)	勤務する施術者を追加するとき、勤務する施術者が氏名変更するとき、退職するとき(施術管理者を除く)	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 施術所変更届の写し - 免許証の写し(勤務する施術者の追加又は氏名変更の場合) - 療養費の受領委任の取扱いに係る申出(同意書)(様式第2号の2)(勤務する施術者を追加する場合) - PDF形式
(6)	施術所の開設者が変更となったとき	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 施術所開設届及び施術所廃止届の写し(法人の代表者が変更となった場合はこれらに代えて登記事項証明書等) - 施術管理者選任等証明(個人開設用)(様式第1号の2)(個人開設で施術管理者と開設者が異なる場合) - PDF形式 - 施術管理者選任等証明(法人開設用)(様式第1号の3)(法人開設の場合) - PDF形式
(7)	受領委任の取扱いを行う業務(施術)の種類に変更があったとき(施術管理者の変更や追加がない場合) 施術管理者の追加がある場合は、代わりに(1)の手続きが必要となります	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式 - 確約書(様式第1号)(業務の種類が追加される場合) - PDF形式	- 施術所変更届の写し - 施術管理者選任等証明(個人開設用)(様式第1号の2)(業務の種類が追加される場合で、個人開設で施術管理者と開設者が異なる場合) - PDF形式 - 施術管理者選任等証明(法人開設用)(様式第1号の3)(業務の種類が追加される場合で、法人開設の場合) - PDF形式
(8)	施術管理者が変更になったとき	受領委任は施術管理者との契約となるため、(1)と(4)の双方の手続きが必要になります	上記(1)及び(4)と同じ
(9)	施術所の所在地が移転したとき	受領委任は施術管理者との契約となるため、(1)と(4)の双方の手続きが必要になります	上記(1)及び(4)と同じ
(10)	施術管理者(出張専門)の住所が変更になったとき(都道府県の変更がない場合) 都道府県が変更となった場合は、変更前の都道府県を管轄する厚生(支)局の課・事務所で(4)の手続き、及び変更後の厚生(支)局の課・事務所で(1)の手続きが必要となります	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	住民票
(11)	施術管理者(出張専門施術者)が別の施術所で勤務することになったとき	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 勤務形態確認票(様式第2号の3) - PDF形式
(12)	複数の施術所を管理する施術管理者について、勤務形態確認票による届出内容の変更があった場合	- 療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届(様式第4号) - PDF形式	- 勤務形態確認票(様式第2号の3) - PDF形式

療養費の改定等については下記リンクをご覧ください。

- 療養費の改定等について(厚生労働省ホームページ)